2017年度 第1回
「人権いきいきさろん」を開催します

～日本の「竹の文化」を人権の視点で調べてみましょう～

昔からの風習や道具、芸能、京都の銘菓「八つ橋」などについて調査し、それを切り口にして人権の視点で研究をされている、橿原市教育委員会人権教育課 社会教育指導員 山本信彦さんによる講演会を開催します。（申込不要・参加無料）

日時＝5月27日（土）14時30分～15時45分（受付14時～）
場所＝矢田コミュニティ会館 集会室
問合せ＝人権施策推進課（内線332･333）

「大和郡山市認知症サポーター養成講座」を開講します

～認知症になっても安心して暮らせるまちづくり～

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る、認知症サポーターになりませんか？

認知症の症状と対応、予防についての基礎知識について学びます。下記日程の都合のよいときに受講してください（9･10月にも講座開催の予定あり）。
（受講無料・要申込）

日時・場所＝

日　時	場　所	定　員
5月23日（火） 10:00～11:30	市役所4階 403会議室	10人
6月2日（金） 14:00～15:30	市役所3階 311会議室	10人
7月18日（火） 14:00～15:30	市役所4階 401会議室	10人

申込・問合せ＝電話で、地域包括支援センター（☎55-7733）へ

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

5月は消費者月間です

大和郡山市消費者センター
☎53-1583（直通）
相談受付 月～金曜
9時～16時

毎年5月は「消費者月間」です。

近年消費者被害は、ますます複雑で多様化し、衰える気配がありません。消費者のための法律「消費者基本法」では、消費者が安全で安心な消費生活を送るために、6つの「消費者の権利」を明記しています。

①消費者の安全の確保　②適切な選択の機会の確保
③必要な情報の提供　④消費者教育の機会の提供
⑤消費者の意見の反映　⑥消費者被害の救済

～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～

一方で私たち消費者にも、「自立した消費者」として行動することが求められています。消費者被害を防いで「自立した消費者」になるために、次のようなことを心がけましょう。

- **知る**・・・悪質商法や詐欺の手口を知って、被害の未然防止に備える。
- **調べる**・・・契約の前には、商品やサービスの品質や価格・業者の情報などを調べ、比較検討する。
- **よく読む**・・・契約時に渡された資料や契約書類はよく読み、内容が理解できなければ契約しない。
- **断る**・・・必要がない時には、きっぱりと断る。
- **見守る**・・・自分が被害にあわないように注意するだけでなく、周りの人が被害にあっていないか見守り、地域全体で被害を防ぐ。
- **相談する**・・・「おかしい！」と思ったら消費者センターへ相談し、被害の拡大防止に役立てる。

～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～

消費者センターでは消費者月間の行事として、落語で悪質商法の手口を学ぶ**「笑って、知って、備えよう～消費者トラブルを未然に防ぐために～」**を開催します。（入場無料・申込不要）

ぜひみなさんで楽しみながら参加して、被害を防止し「自立した消費者」をめざしましょう！

日時＝5月19日（金）13時開場・13時30分開演
場所＝DMG MORI やまと郡山城ホール 小ホール